

令和8年度

鈴鹿市国民健康保険事業計画書（案）

1 現況と方針

国民健康保険における一人当たり医療費は、令和5年から6年の1年間で1.0%の増加（前年は3.6%増）と落ち着きを見せているが、昨今の物価上昇による医療単価の上昇が見込まれることもあり、先行きが不透明な状況である。

そうしたなか、国民健康保険の安定的な運営に向けて、収納率向上への取組の推進、保険者努力支援制度等の交付金の確保に引き続き努めていくとともに、被保険者の健康の保持増進及び医療費の適正化を図るため、特定健康診査等の保健事業を推進する。

2 事業概要

(1) 一般事項

ア 加入者の状況（年度平均）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
世帯数	22,506	21,802	20,977	20,803
被保険者数	33,395	31,925	30,972	29,895

介護第2号被保険者（再掲）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
被保険者数	10,241	10,046	9,965	9,840

イ 国保特別会計決算額

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	17,140,719	16,948,909	16,930,711
歳出	16,958,039	16,943,288	16,928,068
差引	182,680	5,621	2,643
基金残高	1,716,824	1,571,579	1,149,347

(2) 保険給付費等

ア 療養給付費 【令和8年度予算(案)：10,033,599千円】

（金額単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
給付件数	620,575	604,904	580,017	377,636
給付金額	10,214,710	10,078,621	9,901,151	6,458,842

イ 療養費 【令和8年度予算(案)：67,575千円】

(金額単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
給付件数	9,888	9,979	9,141	6,392
給付金額	64,564	66,291	60,286	40,003

ウ 高額療養費 【令和8年度予算(案)：1,710,200千円】

(金額単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
給付件数	26,648	26,199	24,936	18,670
給付金額	1,559,662	1,546,543	1,601,636	1,141,447

エ 出産育児一時金 【令和8年度予算(案)：55,000千円】

出産育児一時金本体 488,000円/件

産科医療補償制度掛金相当額 12,000円/件

(金額単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
給付件数	109	102	79	64
給付金額	45,575	49,785	39,352	31,814

オ 葬祭費 【令和8年度予算(案)：13,000千円】

葬祭費 50,000円/件

(金額単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
給付件数	250	225	220	163
給付金額	12,500	11,250	11,000	8,150

カ 傷病手当金

(金額単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
給付件数	101	9	0	0
給付金額	2,319	152	0	0

(3) 資格の適用適正化対策

ア 保険者資格重複適用者対策

オンライン資格確認等システムの運用開始に伴い、医療保険者向け中間サーバーより被保険者資格の重複確認リストが提供されることから、リストを活用し、資格が重複している世帯に資格異動手続を促す。

また、年金機構貸与の端末でも年金記録を確認し、資格喪失の参考とする。

イ 居所不明者の実態調査

被保険者証や納付通知書が返戻された世帯に対し、「鈴鹿市国民健康保険居所不明被保険者の資格確認事務処理要領」に基づき、実態調査を行い、居所不明の場合は住民登録担当課へ職権消除の依頼を行う。

外国人の居所不明者については入管照会も活用する。

ウ 特別療養費の支給

国民健康保険法の改正により被保険者証の新規交付がなくなるとともに、短期証・資格者証も廃止となった。保険料の納付がない世帯については、世帯主に対し、事前に特別療養費の支給に係る事前通知を行うことにより、資格者証対象者と同様に、医療機関での窓口負担は10割負担となる特別療養費の支給対象となる。

制度改正後も、引き続き保険料未納者に対する勧奨、相談を実施し、適切に対応していく。

交付世帯数（3月末現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
資格者証・ 特別療養費	414	458	434	540
短期証	334	283	0	0

エ 過誤返戻及び本人請求

レセプトの審査機関である国保連合会の国保総合システムより、国民健康保険の資格喪失後に被保険者証を使用した者を抽出し、医療機関への確認及びレセプトの返戻を行う。

返戻ができず保険給付の不当利得が発生した場合は、保険者間での調整や対象者への本人請求を行い、不当利得の回収に努める。

過年度の本人返還請求分については、年2回催告を実施し、徴収に努める。

(4) 医療費適正化対策

ア レセプト点検

レセプト点検については、引き続き一次審査を国保連合会に委託し、二次点検として、被保険者の資格やレセプトの内容を点検し、医療費の適正化に努める。

柔整療養費についても、国保連合会がシステムによる縦覧・横覧点検を実施しているため、引き続き業務委託を行う。

海外療養費については、不正請求対策事業を国保連合会が行っていることから、審査体制の強化を図るため、引き続き業務委託を行う。

イ 第三者行為求償事務

交通事故等による第三者行為に係る求償事務については、直接的に医療費の適正化に連動することから積極的に対応を行う。

国保連合会の国保総合システムより、交通事故等の第三者行為の可能性のある者を抽出し、事故調査票を送付の上、第三者行為に該当する場合は、届出を依頼する。

届出があれば、書類一式を国保連合会に送付し求償事務委任を行う。

調査関係書類を分かりやすく見直し、給付申請の際に交通事故が原因ではないかを確認できるようにするなど、第三者行為該当者の発見に取り組む。

ウ 医療費通知

医療費の適正化、健康に対する意識の向上等を目的として、被保険者に医療機関で治療を受けた医療費について、通知を行う。

医療費通知は、確定申告での医療費控除の添付書類として使用できるよう国保加入世帯に送付する。

エ ジェネリック医薬品差額通知

患者の負担軽減と、国民健康保険医療費の削減を目的としたジェネリック医薬品差額通知を、国保連合会に委託し、8月と2月の年2回送付する。

オ 重複・多剤投与者への訪問指導

3か月連続して、1か月に複数の医療機関から同一の薬効の薬剤投与を受けている重複・多剤投与者をレセプトから把握し、特定健康診査の受診勧奨と併せて訪問指導を実施する。

(5) 保険料収入の確保、収納率向上対策

目標収納率を92.0%とし、賦課・徴収事務のきめ細かな対応により、現年分の保険料収入の確保に努める。

資格、賦課、徴収の連携により、収納率向上に向けて引き続き取り組む。

保険料（税）の推移 (金額単位：千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年分	調定額	3,558,978	3,354,538	3,370,651
	一人当たり調定額(円)	106,572	105,076	111,353
	収入済額	3,268,306	3,058,287	3,060,439
	収納率	91.83%	91.17%	90.80%
滞繰分	調定額	911,580	726,431	656,997
	収入済額	248,883	204,170	190,857
	収納率	27.30%	28.11%	29.05%

ア 滞納整理

現年分の収納率向上に向けて、早期段階で滞納整理に取り組む。

- ・納付交渉 … 交渉時には、滞納者の置かれた状況を正確に把握し、実態に即した納付指導に努める。
- ・財産調査 … 分割納付と並行して財産調査等を行い、状況把握に努める。
- ・催告送付 … 納付状況に応じて文書催告等を行う。
- ・滞納処分 … 催告等を重ねても納付意識の欠如した滞納者については、積極的に滞納処分に着手する。

イ 口座振替の推進

窓口での加入受付時に、口座振替を推進する。

納付通知書に口座振替依頼書を添付する、封筒に口座振替の案内を掲載するなどし、推進を図る。

ウ 収納業務

納付方法別に適切に収納管理を行う。

口座振替の口座管理を適切に行う。

口座振替不能通知、督促状を適切に送付する。

エ 国保所得申告書による適正賦課

市民税課と協力し、適正な所得の把握に努め、当初一斉発送（5月）、未提出者を対象に8月と11月に発送及び月例更正発送時に対象者に国民健康保険所得申告書

を発送し、所得申告の指導を徹底する。

所得申告書送付の際には、申告の必要性を記載した説明文や外国人向けの翻訳文と返信用封筒を同封し、申告書の提出率向上を図る。

オ 徴収業務における職員の質の向上

庁内外の研修を活用し、徴収担当職員のスキルアップを図り、一層の収納率の向上に取り組む。

(6) 保健事業

ア 特定健康診査・特定保健指導

国保被保険者で40歳から74歳までを対象に糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として特定健康診査を実施する。

また、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者や予備群の減少を目指し、検査結果により、特定保健指導を実施する。

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
特定健康診査	受診者数	11,804	10,910	10,493	8,144
	受診率	46.9%	46.0%	46.1%	34.6%
特定保健指導	利用者数	124	140	133	34
	利用率	7.7%	10.9%	6.3%	7.0%

特定健康診査の受診率向上や、特定保健指導の利用率向上を図るため、受診勧奨等を実施する。

- ・特定健康診査の自己負担額の無料化を継続する。
- ・特定健康診査の未受診者対策として、効果的な受診勧奨通知を作成・送付する。
- ・特定保健指導を一部民間委託により実施。また、ICTを活用した実施を可能にし、利便性の向上を図る。
- ・医療機関による特定保健指導の未利用者対策として、利用勧奨通知の作成・送付を民間委託により実施する。検査結果の経年変化や健康年齢を記載した通知を送付することで、対象者の健康関心向上と保健指導の利用促進を図る。
- ・地域医療推進課、福祉医療課と共同で本市の保健事業（各種健（検）診事業）の案内パンフレットを作成し、啓発を行う。

イ 30歳代健康診査事業

令和3年度から健康意識の向上と生活習慣病の早期予防を図るため、30歳代の国保被保険者を対象に特定健康診査と同じ検査項目で健康診査を実施。さらに、検査結果から指導が必要と思われる方に対する保健指導を実施する。

受診促進を図るため、健康診査に係る自己負担額の無料化を継続する。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
受診者数	291	263	272	273
受診率	17.2%	16.1%	17.1%	16.8%

ウ 国保脳検査事業

令和7年度に脳ドック事業を見直し、新たに開始した脳検査事業を実施。対象者は国保被保険者で40歳から74歳を対象に実施する（希望者のみ）。

（募集定員：700人）

【内容】磁気共鳴コンピューター断層撮影装置による検査（MRI）

磁気共鳴血管撮影（MRA）

【脳検査の実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
受診者数	532	431	530	472

エ 生活習慣病対策事業

国保被保険者で、生活習慣病になるリスクのある人や生活習慣病が重症化するリスクのある人へ、受診勧奨等を実施する。

糖尿病性腎症重症化予防を目的として、下記の者に受診勧奨を実施

- ・特定健康診査の結果等から把握した糖尿病未受診者
- ・レセプトから把握した糖尿病治療中断者

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
受診勧奨対象者数 (うち治療中断者)	80 (19)	69 (15)	62 (12)	61 (7)
初回受診者数 (うち治療中断者)	12 (1)	11 (1)	11 (0)	18 (0)

※初回受診者数は医療機関から受診報告があった者の数

(7) 広報啓発

健全な運営を図るため、また国保制度について、広く市民に情報提供を行い、理解と協力を得るための広報活動を実施する。

- ・納付通知書に賦課、健康診査の案内チラシを同封
- ・資格確認書等に国保制度のしおりを同封
- ・国保制度案内等について市広報や市ウェブサイト等にて啓発
- ・各種封筒に国保制度 PR を掲載
- ・窓口配布用チラシ、パンフレットの作成